

令和8年度 八峰町結婚新生活支援事業

# 新婚さんの新生活を 応援します！

## ＼最大60万円補助！／

町では、結婚を機に新生活を始める新婚世帯を応援するため、  
住宅購入費や賃貸物件の家賃、引越費用、リフォーム費用の一部  
を補助します。

### 対象世帯

令和8年1月1日から令和9年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦で、かつ、婚姻日に夫婦とも39歳以下の次の要件をすべて満たす世帯。

- ・対象となる住居が町内にあり、居住していること。
- ・夫婦の所得を合算した世帯所得が500万円未満であること。(申請時に提出できる最新の所得証明書)  
※貸与型奨学金の返済をしている場合、年間返済額を控除した額を世帯所得とする。
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

### 対象費用

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間に、結婚を機に新たに物件を購入・リフォーム、賃借する際に要した費用のほか、引越しに係る実費等。

### 補助限度額

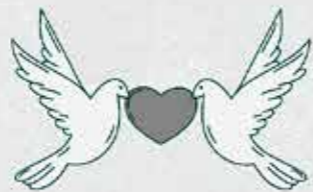
1世帯当たり30万円とする。  
夫婦ともに29歳以下の場合は、60万円を上限とする。

— 問い合わせ先 —

八峰町 企画政策課

☎ 0185-76-4603

✉ kikaku@town.happou.akita.jp



申請書はこちらから

## 「地域の元気づくり」に取り組む 団体と個人を応援します!!!

### 八峰町地域の元気づくり活動支援事業

#### 1 補助対象事業

- (1) 町民に生きがいをもたらす元気を与える事業
  - (2) 地域にまつわる伝統文化の継承・復興等に関する事業
- ※補助金の交付を受けることができる事業は、1年度につき1団体(個人)あたり1事業までです。

#### 2 補助対象者

- ・町内に在住、在学、または在勤の者で構成され、町内に活動拠点  
を有する自治会を除く団体および個人
- ・政治活動、宗教活動、営利活動等を目的としない団体および個人

#### 3 補助対象経費

上記、補助対象事業の実施に要する経費

#### 4 補助対象外経費

- (1) 既存の施設等の維持管理および更新に係る経費
- (2) 団体の構成員に対する賃金、謝礼、食糧費 等

#### 5 補助金額

補助対象経費の10/10、または10万円のいずれか低い方の額。(1,000円未満切り捨て)

#### 6 応募期限

令和9年1月29日(金) ※要件を満たす申請であれば、予算の範囲内で交付決定します。



ちびっこday!

— お早めに担当までご相談をお願いします —

## 結婚のサポートをしてくれた方に報償金を交付します!

町では、独身男女の結婚の仲立ちをした方に対して、報償金を交付する「八峰町縁結び人成果報償金制度」を始めます! 八峰町縁結び人に登録しませんか?

#### (1)登録条件

- 継続的に仲介活動を行う方で、次の条件を満たす方。
- ・町内に住所を有すること
  - ・既婚者であること
- ※県に登録している結婚サポーターも登録対象

#### (2)報奨金

仲介活動の結果として、男女が結婚した際に、縁結び人に報奨金を支給します。

##### ①金額

成婚1組につき

結婚サポーター登録者：20,000円 縁結び人登録者：10,000円

##### ②支給条件

- ・仲介活動の結果として成婚したこと (申請時に夫婦両名から署名必要)
- ・結婚した夫婦がともに八峰町内に居住していること
- ・仲人の三親等以内の親族の結婚は対象外

※その他詳細は、お問い合わせください。



#### ■問合せ先

企画政策課 企画係 〒018-2502 八峰町峰浜目名湯字目長田118番地  
☎76-4603 FAX76-2113 メールkikaku@town.happou.akita.jp